

創業への道

～ 創業者のためのハンドブック～



和歌山県信用保証協会

CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF WAKAYAMA-KEN

創業への道

～创业者のためのハンドブック～

★ はじめに ★

皆さん、こんにちは。

和歌山県信用保証協会は「創業」というあなたの夢を応援します。
創業のことで何かお悩みはありませんか？

当協会では創業時のご相談から創業後のフォローまで、あなたの
パートナーとしていつでもご相談に応じます。

本書では「創業の基礎知識」や「创业者のための保証制度」について
解説しています。創業時のご参考にお役立て下さい。

CONTENTS

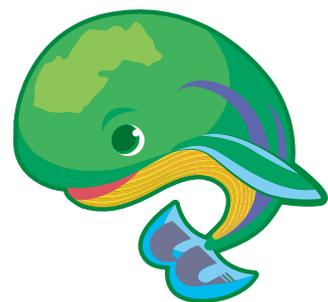
目次

1. 和歌山県信用保証協会について	1・2
2. 创业者のための保証(融資)制度	3~5
3. 創業計画の立て方	6~10
創業・再挑戦計画書 記入例	11~15
許認可等・創業時の各届出関係	16~17
Q&A	18
4. 創業後のサポートについて	19
お知らせ	20

創業・事業承継サポートデスク

☎本 所 073-433-9722

田辺支所 0739-33-7061



公式キャラクター「わかかん」

1

和歌山県信用保証協会について

1 和歌山県信用保証協会とは

「信用保証協会」をご存知ですか？

信用保証協会とは、中小企業の皆さんが金融機関より事業資金を借入する際、『公的な保証人』となり、金融機関から事業に必要なお金を借りやすくサポートする機関です。

※保証協会が公的な保証人となるため、原則として代表者以外の連帯保証人は必要ありません。

2 ご利用いただける方

和歌山県内に住居または事業所(法人の場合は本店または事業所)のいずれかを有し、保証対象業種を営む中小企業者(個人・法人・組合等)の方で、規模要件(資本金または従業員数)に該当していれば信用保証をご利用いただけます。もちろん、これから事業を始められる創業者の皆さんのための保証制度をご用意しております。

→詳しくは、P3に掲載しております。

業種

大半の業種がご利用いただけますが、中小企業信用保険法施行令により下表の業種等は対象外となります。

主な対象外業種

農業、林業(素材生産業及び素材生産サービス業は対象)、漁業

金融、保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業は対象)

学校法人、政治・経済・文化団体、宗教法人、中間法人及び有限責任事業組合(LLP)

風俗営業飲食業(公序良俗に反するなど社会的批判を受けるおそれのないものは対象)

信用保証制度の目的から保証対象とすることが好ましくない業種等

※詳しくは、当協会までお問い合わせ下さい。

3 許認可等

免許、許可、認可、登録、届出等を要する事業については、適法に許認可等を受けていることが必要です。ご不明な点は当協会までお問い合わせ下さい。

→許認可等一覧は、P16、P17に掲載しております。

4 事業資金とは

事業経営に必要な運転資金および設備資金です。

具体的には、商品や原材料の仕入、人件費等その他経費の支払に充てるための運転資金、または、店舗や機械設備の新規増設、改良、補修工事等に要する設備資金です。

5 信用保証料とは

信用保証料とは「協会が中小企業者等の委託に基づいて保証を行う対価」です。保証に際して必要な費用は信用保証料のみであり、調査料・相談料等一切いただきませんので安心してご利用いただけます。

創業者の保証制度については、一般的な保証料率よりお安くなっております。



2

創業者のための保証(融資)制度

創業者を応援するための保証(融資)制度をご用意しております。融資利率や保証料率が低く、ご利用いただきやすくなっています。

主な対象となる方

- 事業を営んでいない個人^(※)であって、1カ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する方
- 事業を営んでいない個人^(※)であって、2カ月以内に新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的計画を有する方
- 事業を開始した日以後の期間が5年未満の個人
- 設立の日以後の期間が5年未満の会社

※事業を営んでいない個人の具体例としては、給与所得者、主婦、学生、年金生活者、代表権のない法人役員などです。個人事業主、法人の代表権のある役員は、除外されます。個人事業主とは所得税法上の事業所得(農業・林業・漁業含む)のある方です。

1 保証(融資)制度のご紹介

各制度により利用制限が設けられていますので、詳しくは、当協会ホームページやリーフレットをご覧ください。もしくは当協会までお気軽にお問い合わせ下さい。

【令和3年4月現在】

保証制度名	保証限度額	保証期間	融資利率	保証料率
創業等関連保証 (協会制度)	1,500万円	10年以内	金融機関所定の利率	年1.00%
創業関連保証 (協会制度)	2,000万円	10年以内	金融機関所定の利率	年1.00%
和歌山県 新規開業資金保証 (県制度)	3,500万円	10年以内	年1.20%以内	年0.70%
和歌山市 起業家支援資金保証 (和歌山市制度)*	2,000万円	10年以内	年1.00%以内	年1.00%

*和歌山市制度については和歌山市内に居住し、かつ、和歌山市内で新規に事業を開始しようとする創業者に限ります。

2 申込みに必要な書類例

*個人創業の場合

信用保証協会 全国統一申込書式	金融機関、保証協会の窓口でお渡しします。
創業・再挑戦計画書(雛形有)	金融機関、保証協会の窓口でお渡しします。 また、当協会ホームページにも掲載しています。
課税証明書、又は所得証明書	事業を営んでいない個人が、創業することを確認するために必要となります。
住民票	前住所記載のものが必要となります。
不動産所有状況確認資料	不動産を所有している場合、不動産の登記簿謄本または固定資産評価証明書が必要となります。
賃貸借契約書(写)	創業場所が賃借の場合必要となります。
自己資金の確認資料	預金通帳等の写しが必要となります。
借入金の返済予定表	返済通帳等により償還状況を確認させていただきます。
見積書・工事請負契約書(写)	設備資金の場合に必要となります。
許認可証(写)	許認可事業を営む場合は、許認可証の確認が必要となります。

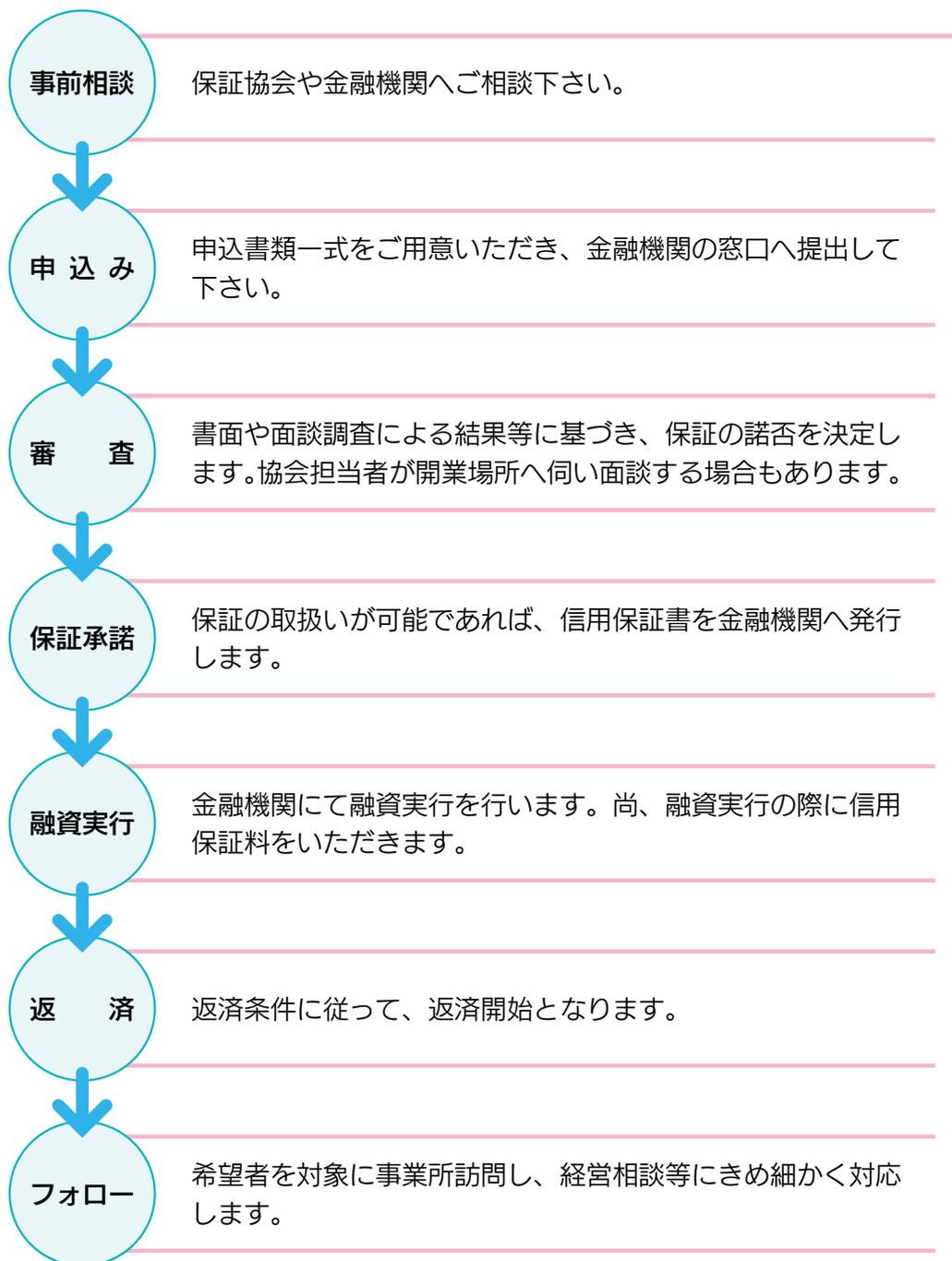
*法人での創業の場合は上記書類以外に、商業登記簿謄本(登記事項証明書)および定款(写)が必要となります。

★上記書類以外に、お客さまの業態やご利用いただく保証(融資)制度や資金用途によって、追加書類をお願いする場合があります。



3 保証の申込から融資実行までの流れ

融資制度の借入については、金融機関と保証協会の審査がそれぞれ必要となります。



3

創業計画の立て方



創業とは、事業のすべての決定権を自分で持ち、自分の能力や可能性を発揮することができ、成功すれば大きな収入や生きがいを得ることができるものです。一方、すべてが自己責任となるので、事業が軌道に乗らなければ、大切な時間とお金を失ってしまうリスクを併せもちます。

事業を成功させるためには、創業の準備段階にしっかりとした創業計画を立てることが重要であり、自分の夢を実現するための具体的な行動を示すものです。頭に描いているイメージをより具体的にまとめることにより、実現可能なものとなります。

実際に創業計画をどういう風に作成すれば良いかわからないものですので、ここでは創業計画の立て方についてご説明します。

1 事業形態

事業形態には個人と法人とがあります。どちらで創業するかの参考にして下さい。

個人と法人の比較

項目	個人	法人
開業手続きと費用	比較的簡単で費用もあまりかからない。	会社設立登記手続きが必要であり、個人と比べ費用負担が大きい。
事業内容	原則として、どのような事業内容でもよく、変更も自由。	事業内容は定款に記載し、変更する場合は登記手続きが必要。
社会的信用	一般的には法人と比べやや劣る。	一般的に、信用力に優れ、大きな取引や従業員の募集等の面で有利。
経理事務	会計帳簿や決算書類の作成が簡易。	会計帳簿や決算書類の作成が複雑。
事業に対する責任	すべて個人の責任となり、事業に万が一のことがあれば、個人の全財産をもって弁済しなくてはならない。	会社と個人の財産は区別されており、会社を整理するときには出資分を限度に責任を負う（合名・合資会社の無限責任社員を除く）。ただし、代表者は取引に際し連帯保証人となることが多く、この場合は保証責任を負うことになる。
社会保険への加入	社会保険への加入は従業員が対象で、事業主は、国民健康保険、国民年金に加入。	役員および家族従業員も必然的に加入。
事業主の報酬	事業利益が事業主の報酬。	代表者等役員の給与は役員報酬として支払われ、経費処理できる。

2 経営理念と環境分析について

① 経営理念を創りましょう。

経営理念は事業継続における羅針盤です。事業を行うことで世の中をどうしたいか、なぜ事業を始めたいのかという創業動機に関するものです。

社内で経営理念の意識共有をすることで、従業員間でも目指すべき方向性が固まり、一致団結した組織形成に役立つと考えられます。

経営理念が固まれば、事業コンセプト『だれに・何を・どこで・どのように』販売するかもおのずと導き出されてくるのではないのでしょうか？

経営理念の例

和歌山県信用保証協会

私たちは、中小企業の振興のために信頼され、親しまれ、期待される信用保証を創造し、存在感のある人間性豊かな力強いパートナーとして地域社会と共に歩みます。

事業コンセプト『だれに・何を・どこで・どのように』

だれに	ターゲット	中小企業者
何を	取扱商品	信用保証
どこで	商圈立地	和歌山県
どのように	経営方針	存在感のある人間性豊かな力強いパートナーとして地域社会と共に歩む

② 環境(SWOT)分析で自社の置かれた環境を把握する。

SWOTとはStrength (強み) Weakness (弱み) Opportunity (機会) Threat (脅威)の頭文字をとった言葉です。

「強み(S)」は他社にはなく自社が持っているもの、「弱み(W)」は自社に足りないもので、自社の内部環境です。「機会(O)」は自社の成長にとってチャンスとなる状況、「脅威(T)」は自社の成長にとってピンチとなる状況で、外部環境です。

つまり自社の内部環境である強みと弱みをいかにして外部環境である機会と脅威に適応させていくかという分析ツールです。下記の例であれば、新鮮な地元食材や日本酒の品揃えという強みを活かして、集客アップが見込まれる機会をとらえるという戦略が考えられます。

居酒屋のSWOT分析 (例)

	強み(S)	弱み(W)
内部環境	新鮮な地元食材を活かした料理 日本酒の品揃え	積極的な広告宣伝をしていないため 知名度が低い インターネットが利用できていない
	機会(O)	脅威(T)
外部環境	近くに商業施設がオープン予定で集 客増が見込まれる	若者の飲酒離れ 漁獲量減少に伴う仕入価格上昇 コロナ禍による外出自粛

SWOT項目を抽出するための考え方の切り口

4P…Product〔商品〕 Price〔価格〕 Place〔立地〕 Promotion〔販売促進〕

経営資源…ヒト、モノ、カネ、情報

PEST…Politics〔政治〕 Economy〔経済〕 Society〔社会〕 Technology〔技術〕

自社の商品、価格、立地、販売促進は他社と比べてどうなのか？経営資源を十分に活かしているのか？自社を取り巻く、政治、経済、社会、技術の動向はどうなっているのか？

中小企業は大企業に比べて経営資源（ヒト、モノ、カネなど）が乏しく、弱い立場です。ましてや皆さんは創業者ですので、経営資源が乏しいのは当たり前です。自社の弱みや脅威となる外部環境が目立つかもしれません。環境分析の結果、勝ち目がないと判断すれば、勇気をもって撤退することも必要です。

逆に自社の強みをうまく環境に適合させることができれば、企業としての成長が見込まれるはずです。

3 収支(事業)計画について

これから始める事業は、どれくらいの利益が出るかという点は、開業する方にとって、一番気にかかるところです。開業後の利益見込みを『収支計画』といいます。経営環境や業界事情に応じて、以下を参考に計画を立案して下さい。

① 売上計画

どのように事業展開していくかを具体的に検討しましょう。

まず『だれに・何を・どこで・どのように』販売していくかを具体的に書きだしましょう。お客様が誰であるかを明確にすることでターゲットをしぼった効率的な事業活動が可能になります。

	具体例	注意すべき事柄
だれに	サラリーマンを対象に	顧客層をどこにしぼりこむかによって、客単価や商品の品揃えが変わってきます。
何を	和歌山ラーメンを	立地条件や顧客層等によって、どのような商品やサービスを提供するのか。
どこで	和歌山駅前	業種や顧客層から開業場所を選定。
どのように	カウンターのみ立ち食い形式	回転率重視にするのか、単価重視にするのか。

※売上高=単価×数量ですが、業種ごとの主な算出方法は以下の通りです。

販売業(小売業・飲食業・個人向けサービス業等)

【平均客単価】 × 【1日の来客・利用者数】 × 【月間営業日数】

設備の生産能力がつかめる業種(印刷業、運送業など)

【1台当たりの1日の売上高(当該設備をフル稼働した場合)】 ×
【設備台数】 × 【稼働率】 × 【月間営業日数】

② 仕入計画

商売の基本は安く仕入れて高く売ることです。業種、規模に関わらず、安く仕入れる努力を怠ってはいけません。

仕入先を選定する際には、複数社の見積りを取り、可能な限り2社以上の仕入先を確保するなどの工夫が必要です。

仕入先を1社に集中すると欠品等に対応できないうえ、価格も仕入先の言い値になりやすいというリスクがあるからです。

支払サイト(支払期間)については、売上代金の回収サイトとバランスを取る交渉を心がけましょう。

③ 経費

各種経費を固定費と変動費に分けることで利益計画が立てやすくなります。

変動費：売上原価等売上の変動に伴って金額が上下する費用

固定費：地代・家賃等売上の変動があっても金額が変わらない費用

毎月定期的に発生する固定費負担が大きいと、業況が悪化した場合や売上が少ない創業時に資金繰りが圧迫される恐れがあります。特に創業当初はできる限り固定費を抑えることが必要となります。

④ 資金調達計画

創業するには、予想以上に資金が必要となります。

まずは、創業するにはどれくらいの資金が必要になるかを明確にし、そのなかで自己資金がどれくらいあるか、資金がいくら不足しているか確認し、わかったところで、その不足部分をどのように資金調達するか考えましょう。

『収支(事業)計画』から無理のない借入を検討しましょう。

※記入例を次ページより掲載しておりますのでご参考にして下さい。また、計画書の書き方等についてご不明な点があれば、当協会へ何なりとご相談下さい。

相談窓口のご案内については裏表紙に掲載しております



(創業等関連保証・創業関連保証・再挑戦支援保証用)

創業・再挑戦計画書

和歌山県信用保証協会 御中

令和〇〇年〇〇月〇〇日
西暦 (どちらかに○印を付けて下さい)

[申込人]

住所 和歌山市十二番丁39番地

会社名

氏名または
代表者名 和歌山 健一

創業等関連保証・創業関連保証・再挑戦支援保証の申込みにあたり、以下のとおり創業・再挑戦計画を提出します。

1. 事業概要

開業形態	<input checked="" type="radio"/> 個人事業 ・ 会社事業		商号(個人) 会社名(会社)	海鮮酒場 ○○
開業(予定)住所	和歌山県和歌山市〇〇番地 駅前ビル2階			電話 ○〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇
開業届出(個人) 設立登記(法人)	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無		開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	平成 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 西暦
業種	飲食業(居酒屋)		資本金	[会社設立(予定)の場合] 円
許可等 [許可等取得が必要な場合]	(種類)	飲食業 (許可・免許・登録・認証の別を記入)	(根拠法)	食品衛生法 [取得すべき許可等の根拠法を記入((例)食品衛生法)]
従業員数	2名	取扱品 お刺身ほか一品料理	仕入先	〇〇鮮魚店・△△青果店・〇△酒店 ほか
開業動機・目的	自分の店を持って独立することが長年の夢で、地元食材の良さを知ってもらいたい。 駅前には好条件の空き店舗が見つかり、出店を決意しました。			
開業に必要な知識、技術、ノウハウの習得	大阪の居酒屋で5年間修業し、その後地元和歌山に戻り鮮魚居酒屋で3年間店長を務めて 経営のノウハウを習得。〇〇年調理師免許取得。			
[会社設立予定の場合] 出資者・出資額				
事業協力者の住所・氏名・勤務先	母親である和歌山愛から創業資金として1,000千円の資金援助。 配偶者である和歌山緑がホール運営の補助。			

2. 創業準備の着手状況 [下記の該当事項に○印を付けて下さい]

- ア 設備機械器具等発注済である。
- イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
- ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
- エ 商品・原材料の仕入を行っている。
- オ 事業に必要な許認可を受けている。
- カ 事業に必要な許認可取得未了。(許認可取得見込み(申請状況や取得予定時期等)を具体的に記入して下さい)
(〇年〇月〇日申請済み、〇月下旬取得予定)
- キ その他(具体的に記入して下さい)



3. 必要な資金及び調達の方法

必要な資金		金額	調達の方法	金額
設備資金	不動産取得費、内装工事費、敷金、入居保証金、機械設備、什器備品など (内訳)	6,520千円	自己資金	2,220千円
	入居保証金	(520千円)	親戚・知人等からの借入 (内訳・返済方法)	1,000千円
	店舗改装資金	(4,500千円)	母親 (3年均等分割返済)	(1,000千円)
	厨房設備一式	(1,500千円)		
運転資金	仕入資金、経費支払資金など (内訳)	1,700千円	金融機関からの借入 (内訳・返済方法)	5,000千円
	原材料仕入れ	(1,100千円)	〇〇銀行 (10年均等分割返済 但し当初1年間は元金返済据置)	(3,000千円)
	人件費 (月額150千円の2ヶ月分)	(300千円)	△△銀行 (7年均等分割返済)	(2,000千円)
	家賃 (月額100千円の2ヶ月分)	(200千円)		
	水道・光熱費	(80千円)		
	その他	(20千円)		
	合計	8,220千円	合計	8,220千円

4. 収支計画 (今後1年間分)

支 出		収 入	
仕 入 高	6,240	売 上 高	15,600
外 注 工 費		工 賃 収 入	
人 件 費	1,800	雑 収 入	
家 賃	1,200		
その他費用	1,320		
利 益	5,040		
計	15,600	計	15,600

※算出根拠は15ページに記載



5. 販売・仕入先

主な販売先・受注先	販売・受注予定額	回収方法	主な仕入先・外注先	仕入・外注予定額	支払方法
一般	年15,600千円	現金	〇〇鮮魚店	年6,240千円	現金
			△△青果店		現金
			〇△酒店		現金

6. 借入金等状況 (※)

借入先等	資金使途	借入残高	残存返済期間	年間返済額
〇〇銀行	住宅取得(住宅ローン)	9,600千円	120ヶ月	960千円
△△信用金庫	車取得(マイカーローン)	900千円	36ヶ月	300千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円

(※)現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入下さい(経営者本人が負担している保証債務も含まれます)。

7. その他(計画に関する補足説明がありましたらご記入してください)

和歌山食材の良さを活かした料理の提供をしていきたいと考えており、仕事帰りに
気軽に立ち寄れる店、働く人にとっての憩いの場となることを目指しています。
また将来の独立を視野に入れながら、地元の居酒屋で修行してきた経験を活かして、
県外からのお客さんにも、和歌山食材の美味しさを伝えていきたいです。

☆これから始める事業に対する熱い思いを創業計画にぶつけてみて下さい。
きっとよい計画が出来上がるはずです！！



自己資金算定額

種 類	明 細				金 額
	普通預金	〇	〇	銀 行	△ △ 支 店
定期性預金	〇	〇	信 用 金 庫	△ △ 支 店	1,000千円
有価証券等					
入居保証金等					520千円
設備充当等					
母からの援助					1,000千円
合 計					① 4,520千円
借 入 先	資金使途	残 存 返済期間	年 間 返済額	年間返済額の2年分 (2年以内のものは全額)	
〇 〇 銀 行	住宅ローン	120ヶ月	960千円		1,920千円
△△信用金庫	マイカーローン	36ヶ月	300千円		600千円
合 計					② 2,520千円
自 己 資 金 額 (① - ②) =					③ 2,000千円

※個人事業者の方におかれましては、借入時の事業着手状況及び保証申込金額によっては、こちらの書類の提出が必要となる場合がございます。



1 か月あたりの収支計画

(単位：円)

目標売上高		1,300,000	
売上原価	40%	520,000	変動費
限界利益(粗利益)		780,000	*限界利益率 60%
人件費		150,000	*固定費
家賃		100,000	
水道光熱費ほか		100,000	
支払利息		10,000	目標利益
借入金返済		70,000	
生活費(ローン返済資金含む)		300,000	
利益積立		50,000	

*売上原価(材料仕入など)以外の経費は全て固定費と仮定しています。

*限界利益(粗利益)とは売上高から変動費を引いたもの。

$$\text{限界利益率(粗利率)} = \frac{\text{売上高} - \text{仕入などの変動費}}{\text{売上高}}$$

$$\text{*目標売上高} = \frac{\text{固定費} + \text{目標利益}}{\text{限界利益率}}$$

$$1,300,000 = \frac{360,000 + 420,000}{60\%}$$

☆売上高=いくら売上げればよいのか? ⇒ いくら利益を上げればよいのか?

利益から逆算して目標売上高を設定し、次に目標売上高を獲得するための販売計画を立案していくことが大切です。

目標売上高1,300,000円を獲得する販売計画に実現性があるのか、客観的に検証してみてください。

ex 1,300,000円÷25日(営業日数)=52,000円

平均して1日あたり52,000円の売上高を獲得することは可能ですか?

座席数の回転率や同業他社の状況等を把握し検証してみてください。

@5,000円×11人 / @4,000円×13人 / @3,500円×15人 など



| 許 認 可 等 |

主な許認可等一覧を下表にまとめておりますのでご参考下さい。

なお、下表の許認可のほか、例えば理・美容室開設時の保健所への開設届出など、法令等で定める諸手続きが必要です。

業 種	許認可権者	許認可等の種類	関係法令
食料品製造業	知 事 (保健所長)	許 可	食品衛生法 (52条)
食料品販売業	知 事 (保健所長)	許 可	食品衛生法 (52条)
飲食業 (飲食店・喫茶店)	知 事 (保健所長)	許 可	食品衛生法 (52条)
建設業	国土交通大臣 (知 事)	許 可	建設業法 (3条)
一般旅客自動車運送事業	国土交通大臣 (地方運輸局長)	許 可	道路運送法 (4条)
一般貸切旅客自動車運送事業	国土交通大臣 (地方運輸局長)	許 可	道路運送法 (4条、8条)
特定旅客自動車運送事業	国土交通大臣 (地方運輸局長)	許 可	道路運送法 (43条)
自家用有償旅客運送事業	国土交通大臣 (地方運輸局長)	登 録	道路運送法 (79条)
一般貨物自動車運送事業	国土交通大臣 (地方運輸局長)	許 可	貨物自動車運送事業法 (3条)
特定貨物自動車運送事業	国土交通大臣 (地方運輸局長)	許 可	貨物自動車運送事業法 (35条)
旅館業	知 事 (市 長)	許 可	旅館業法 (3条)
住宅宿泊事業	知 事 (市 長)	届 出	住宅宿泊事業法 (3条)
古物営業	公安委員会	許 可	古物営業法 (3条)
薬 局	知 事	許 可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (4条)
医薬品 (体外診断用医薬品を除く。)・医薬部外品・化粧品製造販売業	厚生労働大臣 (知 事)	許 可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (12条)
医薬品 (体外診断用医薬品を除く。)・医薬部外品・化粧品製造業	厚生労働大臣 (知 事)	許 可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (13条)
医療機器・体外診断用医薬品製造販売業	厚生労働大臣 (知 事)	許 可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (23条の2)
医療機器・体外診断用医薬品製造業	厚生労働大臣	登 録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (23条の2の3)
再生医療等製品製造販売業	厚生労働大臣 (知 事)	許 可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (23条の20)
再生医療等製品製造業	厚生労働大臣	許 可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (23条の22)
医薬品販売業	知 事 (市 長)	許 可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (24条)



業種	許認可権者	許認可等の種類	関係法令
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	知事	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（39条）
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業	知事	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（39条）
医療機器修理業	厚生労働大臣（知事）	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（40条の2）
再生医療等製品販売業	知事	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（40条の5）
一般廃棄物処理業	市町村長	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（7条）
産業廃棄物処理業	知事	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（14条）
特別管理産業廃棄物処理業	知事	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（14条の4）
有料職業紹介事業	厚生労働大臣	許可	職業安定法（30条）
病院・診療所・助産所	知事（市長）	許可	医療法（7条）
宅地建物取引業	国土交通大臣（知事）	免許	宅地建物取引業法（3条）
酒類製造業	税務署長	免許	酒税法（7条）
酒母・もろみ製造業	税務署長	免許	酒税法（8条）
酒類販売業	税務署長	免許	酒税法（9条）
第1種高圧ガス製造業	知事	許可	高圧ガス保安法（5条）
液化石油ガス販売業	経済産業大臣（経済産業局長）（知事）	登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（3条）
労働者派遣事業	厚生労働大臣	許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（5条）
家畜商	知事	免許	家畜商法（3条）
浄化槽清掃業	市町村長	許可	浄化槽法（35条）
興行場	知事（市長）	許可	興行場法（2条）
浴場業	知事（市長）	許可	公衆浴場法（2条）
測量業	国土交通大臣	登録	測量法（55条）
砂利採取業	知事	登録	砂利採取法（3条）
採石業	知事	登録	採石法（32条）
建築士事務所	知事	登録	建築士法（23条）
電気工事業（建設業の許可を取得していない場合）	経済産業大臣（経済産業局長）（知事）	登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律（3条）
自動車特定整備事業	運輸局長	認証	道路運送車両法（78条）
揮発油販売業	経済産業大臣（経済産業局長）	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（3条）
揮発油特定加工業	経済産業大臣（経済産業局長）	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（12条の2）
軽油特定加工業	経済産業大臣（経済産業局長）	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（12条の9）
接待飲食等営業	公安委員会	許可	風営法（3条）
遊技場営業	公安委員会	許可	風営法（3条）

Q & A

Q1 創業に関して色々相談したいのですが？

A まずは保証協会にご連絡下さい。
創業担当者をご相談に乗らせていただきます。また、女性創業者の皆さんが相談しやすいように、女性担当者も配置しています。
直通電話：073-433-9722(本 所/創業・事業承継サポートデスク)
0739-33-7061(田辺支所/創業・事業承継サポートデスク)

Q2 どのような相談ができますか？

A 創業計画の作り方やそのブラッシュアップ、創業する前に必要となる一般的なことについての相談、創業時および創業後の資金調達に関する相談等、全般にお受けしております。
取引金融機関が決まっていない場合には、金融機関をご紹介します。また、創業計画策定にあたり、専門士業(中小企業診断士、税理士等)のご紹介も行っております。

Q3 保証協会が融資をしてくれるのですか？

A 金融機関が融資を行います。保証協会は中小企業者の皆さんが、金融機関から事業資金のご融資を受けられる際に、その保証人となる公的機関です。

Q4 保証協会を利用するとどのようなメリットがありますか？

A 保証協会が「公的な保証人」となることで、資金調達力が高まり金融機関からのご融資が受けやすくなります。また、金利・保証料・借入期間などの面で優遇された県や和歌山市等地方自治体の融資制度をご利用いただくことができます。

Q5 利用するのに料金はかかりますか？

A 保証付融資による資金調達をご利用いただくにあたり、所定の信用保証料が必要となります。
ご相談や当協会が開催している創業セミナー等は無料でご利用いただけます。

Q6 まだ勤めているので相談に行く時間がありません。電話で相談してもいいですか？

A 電話では一般的なご相談しかできないため、個別の相談は基本にお目にかかってお受けしております。ご都合が付き難い場合は、休日・夜間の相談窓口を設置していますので、ぜひご利用下さい。(詳しくは22ページをご覧ください。)

Q7 創業時に自己資金は必要ですか？

A 資金計画は自己資金と借入金のバランスが大切です。収支計画に見合った無理のない借入を検討し、創業時は予想外の支出が発生することもありますので、できるだけ自己資金を用意しましょう。
創業の融資制度によっては、一定の「自己資金」が要件となる場合があります。

4

創業後のサポートについて



創業後は忙しくなり、仕事に追われることになりがちですが、当初の計画通り事業が進んでいるか検証することが大切です。計画(創業計画)を立て(Plan)、実行し(Do)、計画と実績に乖離がないか検証し(Check)、乖離があれば改善する(Act)といったPDCAサイクルを回すことがよりよい事業経営に繋がります。計画を下回ってれば、問題点や課題を見つけ、クリアできる方法を考え、実践していきましょう。ご自身だけで解決困難な場合は、お早めに当協会や支援機関(金融機関・商工会議所等)にご相談下さい。

1

経営面での支援

当協会の保証を利用して創業された方には、ご要望に応じて訪問させていただき、創業後の状況を伺うとともに経営上の課題等についての相談にも応じています。お気軽にご相談下さい。

経営課題解決や経営改善に取り組む方向けに、専門家派遣事業も行っています。

無料

専門家派遣事業 「わかやま連携サポート」 創業者フォローアップ事業のご紹介

創業計画通りに業績が推移しておらず、ご自身では解決困難な経営課題がある場合は専門家による無料の経営診断・相談の活用をご提案しています。当協会にて専門家を選定、派遣し、現在の経営状況の把握や課題の洗い出し等のアドバイスを受けられます。

注)お申込みいただいても、ご希望に添えない場合がありますので予めご了承下さい。

2

資金面での支援

創業後の運転資金や設備投資・事業拡大に必要な資金など新たなお借入れについてもサポートします。皆さんのニーズに応じた豊富な保証制度をご用意しています。

※保証に際しては、別途審査がありますのでご希望に添えない場合がございます。

主な創業支援機関

公的機関等とのネットワークを広げ 創業支援体制の機能強化を図っています

当協会以外にも創業支援を行っている機関は複数あります。

和歌山県をはじめ市町村などの自治体や(公財)わかやま産業振興財団、各商工団体、和歌山県中小企業診断協会など、各専門家団体との情報交換を密にしたトータルサービスの提供を実施しています。

公益財団法人わかやま産業振興財団 TEL:073-432-3412

〒640-8033 和歌山市本町二丁目1番地フォルテワジマ6階

【和歌山県よろず支援拠点】 TEL:073-433-3100

※「よろず支援拠点」とは、国が全国に設置した**無料経営相談所**で、中小企業・小規模事業者の方々やこれから事業を始めようとする方などに広くご利用いただけます。
(コーディネーターが経営上のあらゆるお悩みの相談に対応してくれます)

各商工団体 *経営指導員が、創業計画書策定の支援等を行っています。

和歌山商工会議所

〒640-8567 和歌山市西汀丁36

TEL:073-422-1111

海南商工会議所

〒642-0002 海南市日方1294-18

TEL:073-482-4363

田辺商工会議所

〒646-0033 田辺市新屋敷町1

TEL:0739-22-5064

新宮商工会議所

〒647-0045 新宮市井の沢3-8

TEL:0735-22-5144

御坊商工会議所

〒644-0002 御坊市藁350-28

TEL:0738-22-1008

橋本商工会議所

〒648-0073 橋本市市脇1丁目3-18

TEL:0736-32-0004

紀州有田商工会議所

〒649-0304 有田市箕島33-1

TEL:0737-83-4777

和歌山県商工会連合会

〒640-8152 和歌山市十番丁19
Wajima十番丁 4階

TEL:073-432-4661

和歌山県中小企業診断協会

〒640-8152 和歌山市十番丁19番地Wajima十番丁ビル5F 水城会計事務所 内

TEL:073-428-8151

*中小企業診断士は経済産業大臣登録の唯一の経営コンサルタントの国家資格です。
創業計画策定をはじめ様々な経営に関する助言を行っています。

創業セミナーのお知らせ

毎年当協会では、創業をお考えの方、創業後間もない方向けに専門家による「創業セミナー」を開催しております。詳細が決まり次第、ホームページにてお知らせいたします。是非ご参加ください。

■ホームページアドレス <http://www.cgc-wakayama.jp/>

オンライン ON LINE わかやまで商売を始めたい 開業間もない 皆さん!!

創業セミナー開催

会社員や退職した方、主婦、学生など大歓迎

どこでも、何度でも参加できる!
無料 オンラインセミナー!
資料請求はホームページ、お電話で!

事業の成功には、事前にしっかりとした創業計画を立てることが大変重要です。和歌山県信用保証協会では、下記の「創業セミナー」をオンラインで開催いたします。夢の実現のため、この機会にぜひご参加ください!!

配信動画のテキスト、参考資料他、創業お役立ち情報を事前に郵送いたしますので、資料請求のお申し込みをお願いします。

注意事項 インターネット環境等によりご視聴できない場合がございます。大容量データ通信を行うため、Wi-Fi環境でのご視聴をお奨めします。

動画配信期間 令和2年11月20日(金) 正午~12月3日(木) 午後5時

受講方法 当協会ホームページ(<http://www.cgc-wakayama.jp/>)からYouTube動画配信

プログラム

- 【第1部】起業を目指す皆様へ!~借りるためではなく成功のための事業計画を作ろう~
(講師) 和歌山県よろず支援拠点 チーフコーディネーター 鶴田 寛之 氏
- 【第2部】後継者人材バンクをご存知ですか?
(講師) 和歌山県事業引継ぎ支援センター プロジェクトマネージャー 井上 禎 氏
- 【第3部】伝わる! 創業計画書のポイント 創業者に教えたい税の仕組み
(講師) 下津会計事務所 税理士 下津 正也 氏
- 【第4部】従業員雇用のポイント、助成金について
(講師) 多部社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 多部 美穂 氏

資料請求方法 当協会ホームページより資料請求申込受付。
また、お電話いただければ資料請求申込書を郵送させていただきます。

資料請求期間: 令和2年11月26日(木)迄 ※ご視聴予定の1週間前迄に資料請求のお申し込みをお願いします。
※資料の発送は11月1日以降となります。

和歌山県信用保証協会 TEL 073-433-9704

企業支援部 経営支援課 〒640-8158 和歌山市十二番丁39番地 **和歌山県信用保証協会** 検索

■後援: 紀陽銀行、きのくに信用金庫、新宮信用金庫、(公財)わかやま産業振興財団「和歌山県よろず支援拠点」

例年会場開催していましたが、2020年は新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、オンラインで配信しました。

休日・夜間 相談窓口

相談料は**無料**

のご案内

創業を検討中の方、新事業展開、経営改善に取り組んでいる方へ！
和歌山県信用保証協会の職員が、ご相談に乗ります！！

日時

- ◎休日相談窓口 当協会の営業日外【土・日・祝日(年末年始を除く)】
午前9時から午後4時まで
- ◎夜間相談窓口 当協会の営業日【土・日・祝日・年末年始を除く】
午後4時30分から午後7時まで

場所

- ◎和歌山県信用保証協会
和歌山市十二番丁39番地
- ◎和歌山県信用保証協会 田辺支所 (みなべ町以南のお客様)
田辺市朝日ヶ丘21番24号

ご相談 内容

創業に関するご相談(創業計画書の作成方法等)
経営課題に関するご相談・金融相談 など

申込方法

- ◎休日相談窓口：事前エントリー制
- ◎夜間相談窓口：原則として事前エントリー制
裏面の予約申込書をFAXまたは郵送でご送付ください。
電話でのエントリーもお受けしています。

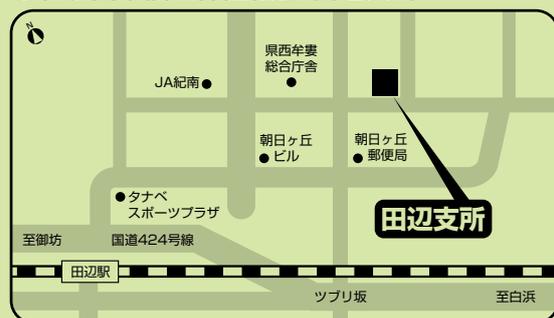
お問い合わせ先

和歌山県信用保証協会 企業支援部 経営支援課
電話(073)433-9704 FAX(073)433-9732

●和歌山県信用保証協会



●和歌山県信用保証協会 田辺支所



FAX 073-433-9732

和歌山県信用保証協会
企業支援部 経営支援課 行

令和 年 月 日

予約申込書

① ご希望相談窓口

休日相談窓口	・	夜間相談窓口
--------	---	--------

② ご希望日時

第1希望	令和 年 月 日	午前・午後	時
第2希望	令和 年 月 日	午前・午後	時
第3希望	令和 年 月 日	午前・午後	時

※夜間相談窓口をご希望の方は午後に○となります。

③ ご相談者

ふりがな			
氏名			
生年月日	昭和 平成 年 月 日	年齢	
住所			
電話(自宅)	()		
携帯	()		
創業年月(開業日)	平成・令和 年 月 日		
事業内容			
相談内容			

※ご希望日時までの期間が短い場合や予約申込が多数の場合等は、調整が必要となります。ご希望に添えない場合がありますので予めご了承ください。できるだけ余裕を持った予約申込をお願いいたします。

※本申込書により取得した個人情報、休日・夜間相談窓口に係る準備・管理統計としてのみ利用するもので、他の目的のために利用することはありません。

ご希望日時については、調整のうえ、予約日時をご連絡いたします。

なお、申込後概ね3営業日以内に本協会から連絡がない場合、または、ご予約日時の変更をご希望される場合は、お手数ですが、お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先 **和歌山県信用保証協会**
企業支援部 経営支援課

〒640-8158 和歌山市十二番丁39番地 TEL(073)433-9704

令和2年4月



和歌山県信用保証協会窓口のご案内

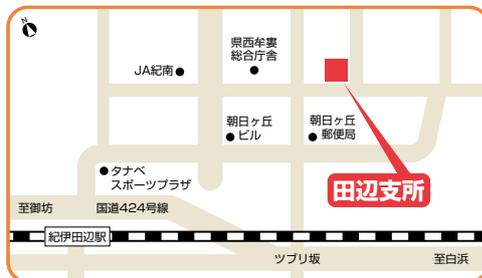
和歌山県信用保証協会では創業者の皆さんを全力でサポートするために、本支所内に『創業・事業承継サポートデスク』を配置しておりますので、まずはお気軽にご相談下さい。



●本所

〒640-8158 和歌山市十二番丁39番地
TEL. 073-433-9722
(創業・事業承継サポートデスク)
FAX. 073-433-9732

- | | |
|--------------|--------------|
| ●南海和歌山市駅より | ●JR和歌山駅より |
| タクシー 5分 | タクシー 8分 |
| バス(京橋下車) 10分 | バス(京橋下車) 10分 |
| 徒歩 15分 | 徒歩 20分 |



●田辺支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘21番24号
TEL. 0739-33-7061
(創業・事業承継サポートデスク)
FAX. 0739-24-9212

- | |
|-------------------------|
| ●JR紀伊田辺駅より |
| タクシー..... 10分 |
| バス(朝日ヶ丘振興局前下車)..... 15分 |
| 徒歩..... 20分 |